

議案第11号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月21日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）等が施行されることに伴い、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じる等のため、条例の一部を改正するものである。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年富津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「第8条第2項」を「前条第2項」に改め、同条第3項中「第8条第2項」を「前条第2項」に改め、同条第4項中「除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」の次に「並びに」を加え、「中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第15条第1項中「規則で定める者」の次に「（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第2条 職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年富津市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。